

# 国家工業所有権庁 (北マケドニア) (指定官庁又は選択官庁)

## 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 ..... 附属書 MK. I

略語のリスト

国内官庁： 国家工業所有権庁（北マケドニア）

MPL： 工業所有権法<sup>1</sup>

LAP： 行政手続法

---

<sup>1</sup> この条文は、インターネット [www.ippo.gov.mk](http://www.ippo.gov.mk) から入手することができる。

| 指定（又は選択）官庁<br>MK                       | 国家工業所有権庁<br>（北マケドニア）<br>国内段階に入るための要件の概要  | 概 要<br>MK |
|--|--|-----------|
| 国内段階に入るための期間                           | PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月<br>PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月  |           |
| 要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>          | マケドニア語   |           |
| 要求される翻訳文 <sup>1</sup>                  | PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明<br><br>PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）                                 |           |
| 国際出願の写しを要求されるか？                        | されない   |           |
| 国内手数料                                  | 通貨：マケドニア・デナール(MKD)<br>出願手数料 <sup>1</sup> …………… MKD 800   |           |
| 国内手数料の免除、割引又は払戻し                       | なし   |           |
| 国内官庁の特別の要件<br>(PCT規則51の2) <sup>2</sup> | 出願人が北マケドニアに居住していない場合には、代理人の選任<br><br>出願人が同一でない場合には、優先権出願の出願人の権利を正当化する説明書 <sup>3</sup><br><br>出願人が国際出願に関して新規性喪失の例外を主張する場合は、新規性喪失の例外に関する証拠<br><br>該当すれば、コンピューター読み取りが可能な形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列リスト |           |
| 誰が代理人として行為できるか？                        | 国内官庁に対して手続を行うために登録されている自然人又は法人   |           |
| 国内官庁は優先権の回復請求を認めるか<br>(PCT規則49の3.2)？   | 認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。   |           |

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

## 国内段階の手續

### MK. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

### MK. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書MK. I に概説されている。

MPL Art. 52,56

### MK. 03 審査

特許は実体審査後に限り付与される。出願人は国内段階移行時又は同日から6箇月以内に、審査に関する陳述書を国内官庁に提出することが望ましい。この陳述書は、PCT国際審査機関若しくは国際予備審査機関（附属書D若しくはE参照）、又は国内官庁との間で調査及び審査に関する協定を締結している調査若しくは審査機関のいずれか1つにおいて、審査が行われている又は行われる予定である旨を表示する。審査報告は、受領日から6箇月以内に、マケドニア語による翻訳文を添付して国内官庁に提出すべきである。

MK. 04 国内段階移行前に権限のある当局（MK.03を参照）が調査を行っていない場合、この請求は2年以内に行わなければならない。

MPL Art. 22  
279

### MK. 05 代理

出願人の通常の居所又は業務上の本拠地が北マケドニア国外にある場合には、北マケドニアの居住者であって国内官庁に対し手續を行うため登録されている代理人を、国内手續のために選任しなければならない。

PCT Art. 28  
41  
MPL Art. 50

### MK. 06 出願の補正及びその時期

出願人、出願の主題の範囲を拡張しないことを条件として、特許付与前であればいつでも国際出願に補正又は補充を行うことができる。

MPL Art. 24  
86(2)

### MK. 07 特許維持手数料

特許の有効性を維持するためには、国際出願日から維持手数料を支払う。その後の特許維持手数料は国際出願日の各年の応当日前に支払わなければならない。期間内に支払わなかった場合、支払期日後3箇月以内であれば25%の割増料、その後更に6箇月以内であれば100%の割増料を伴い支払うことができる。特許維持手数料の額については附属書MK. I に示されている。

PCT Art. 24(2)  
48(2)  
PCT Rule 82bis  
LAP Art. 106-111

### MK. 08 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階又は国内官庁に対して、出願人が国際出願に関する手續期間を遵守しなかった場合、国内官庁により期間延長が認められる。手續遅滞に対する許容は以下のものに認められる。(1) 正当な理由により特定の手續の遂行が遅れた；(2) 知識不足又は明らかな誤認により他の機関に提出して出願期間を遵守しなかった；(3) 知識不足又は明らかな誤認により定められた期間を遵守しなかったが、出願及び関係書類を期間満了後3日以内に管轄官庁に提出しており、遅延がその権利の消失を意味する場合。遅延に対する許容の請求は遅延の原因となった状況を説明し、遅延提出する書類を含まなければならない。遅延に対する許容の請求は、遅延の原因となった状況が消滅した日から、又は後に期間満了を知った場合にはそれを知るに至った日から8日以内に行わなければならない。遅延に対する許容の請求は、遅延した書類又は行為の期日であった日から3箇月まで認められる。

- MPL Art. 268-270      **MK. 09** 状況において要求される相当の注意すべてを払ったにもかかわらず国内官庁が定めた期間を遵守できず、それによって自己の権利が不利な扱いを受ける場合、出願人は権利回復を請求することができる。権利回復請求は、期間を遵守しなかった理由が消滅してから3箇月以内であって遅くとも遵守しなかった期間の満了から12箇月以内に書面で行わなければならない。この3箇月の期間内に不履行の行為を完了させ、権利回復手数料及び後払手数料（附属書MK. Iを参照）を支払わなければならない。更に請求では依拠する事実を述べなければならない。
- MPL Art. 265-267      **MK. 10** 国内官庁が定めた期間を遵守できず、それが直接の理由となって特許出願又は特許によって与えられる権利を失う場合、出願人は手続続行を請求することができる。MPL第267条で定める一部の期間については手続続行を請求することができない。手続続行請求は、出願人が法的帰結について知った日から2箇月以内に行わなければならない。国内官庁は、出願人が請求を行い、不履行の行為すべてを期間内に完了させ、所定の手数料を支払った場合、手続続行を認める。不履行の日から6箇月経過後は手続続行を請求することができない。
- PCT Art. 25            **MK. 11 PCT第25条の規定に基づく検査**  
PCT Rule 51            関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定の受領日から30日以内に、行政紛争法に従いマケドニア行政裁判所に当該決定に対する上訴を提起することができる。  
MPL 20

## 手数料

(通貨：マケドニア・デナール)

|                |         |
|----------------|---------|
| 出願手数料          | 800     |
| 公告手数料          | 1,500   |
| 維持手数料          |         |
| －第3年度          | 800     |
| －第4年度          | 1,000   |
| －第5年度          | 1,200   |
| －第6年度          | 1,400   |
| －第7年度          | 1,600   |
| －第8年度          | 1,800   |
| －第9年度          | 2,000   |
| －第10年度         | 3,000   |
| －第11年度         | 4,000   |
| －第12年度         | 5,000   |
| －第13年度         | 6,000   |
| －第14年度         | 7,000   |
| －第15年度         | 8,000   |
| －第16年度         | 9,000   |
| －第17年度         | 10,000  |
| －第18年度         | 11,000  |
| －第19年度         | 12,000  |
| －第20年度         | 13,000  |
| 優先権回復手数料       | 1,000   |
| 維持手数料の遅延支払の割増料 |         |
| － 3箇月以内の手数料支払  | 支払額の25% |
| － 6箇月以内の手数料支払  | 支払額の50% |

### 手数料の支払方法

出願手数料及び維持手数料は北マケドニア予算口座 (No. 1000 000 000 63095 ; 仮口座 No. 840 - 自治体の特定 - 03135 ; 歳入コード 722319 ; 様式 2) 宛の為替, 小切手又は銀行振込みにより支払わなければならない。すべての支払には出願番号, 出願人の氏名若しくは名称及び支払手数料の種類を表示すべきである。

公告手数料は, 国家工業所有権庁 (北マケドニア) の口座 (No. 1000 000 000 63095 ; 口座利用者 1100200213-787-13 ; 歳入コード及びプログラム 724149-20 ; 様式 1 ; IPP0税番号 4030994253825, National Bank 預入人) 宛に支払わなければならない。